



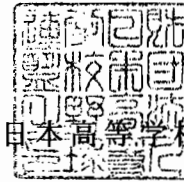
日本高野連発第W7410号
平成20年11月28日

長野県高等学校野球連盟

会長 堀 金 達 郎 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 脇 村 春 夫



対外試合禁止処分上申の判断基準の見直しについて

本年6月に発生した平安高校野球部2年生部員の暴力事件で、3年生部員の関与がなかったことで、3年生のみの大会出場を認める措置をとりました。

当連盟では、今後の取り扱いを慎重、審議の結果、学年毎で処分を区分することは、不祥事再発防止の指導上の観点から適切ではなく、あくまで夏の選手権大会において3年生部員にまったく関与がない場合に限定した救済策として取り扱うのが望ましいとの結論となりました。

したがって、今後の不祥事に対する日本学生野球協会審査室への上申に当たり、次の取り扱いとすることになりましたのでお知らせします。

記

- 1) 1, 2年生部員が関係した不祥事件で、3年生部員にまったく関与がない場合の措置として3年生部員の大会参加を認めるのは、夏の選手権大会に限定した救済策として取り扱う。
- 2) 前項の救済措置は、3年生部員が1人でも関与した場合は救済措置をとらない。
- 3) 1年生部員が被害者で、対外試合出場禁止をチームに科すと、1年生大会に出場できない状況があるが、1項の考え方にに基づき、処分の判断基準を細分化せず、3年生部員の救済のみの措置とする。

以 上